

被保護階層の生活水準に関する一つの計測*

——東京都区部を中心として——

仁 科 保

I 序

生活保護は、国が最低生活の維持を国民の権利として保障するとともに、被保護者の自立の助長をはかることを目的としている¹⁾。その生活保護の基本原理には、無差別平等の原理、最低生活保障の原理および補足性原理がある。小論の目的は、この基本原理のもとで保障される生活水準を、エンゲル曲線等を用いて明らかにし、かつ一般家計のそれと比較・分析し、被保護者家計の生活水準の実態を明らかにすることにある。

以下の分析において使用される消費データは、東京都「都民のくらしむき」昭和48年年報²⁾と厚生省「被保護者生活実態調査報告」³⁾（昭和44年度）の全世帯に関するものである。一般家計に関する消費データは、48年度のものしか入手できなかったため、消費者物価指数を用いて44年度の値になおした。さらに、消費データに関して「都民のくらしむき」では調査範囲が東京都であり、「被保護者生活実態調査報告」においては東京都区部となっているため、両者の間に若干の差があることに留意しなければならない。

II 計測方法の検討

保護基準によって保障される生活水準の分析には、被保護者家計（1人当り）の一般家計（1人当り）に対する各費目別の支出割合を調査する方法と、ドイツの統計学者エンゲルに従って、家計消費総額中に占める個別消費項目の割合を調査して計測する方法の二者が考えられる。

前者の方法では、通常、被保護者家計の総平均（1人当り）と一般家計のそれとが、比較・分析される。しかし、この場合、被保護者家計の生活水準の計測において、その「総平均」という概念に何人世帯の生活水準が反映

表1 被保護者家計の「総平均」への各世帯の寄与率

世 帯 数*	3,159	100.0 (%)
2 人 世 帯	975	30.8
3 人 世 帯	1,119	35.4
4 人 世 帯	663	21.0
5 人 世 帯	251	8.0
6人以上の世帯	151	4.8

* 世帯数は、年間の延世帯数である。

されるかということが、問題点として指摘される。すなわち「総平均」は、表1の「被保護者家計の『総平均』への各世帯の寄与率」にみられるように、調査の段階における各世帯によって左右される。被保護者家計に関する消費データは、「総平均」の概念に2人世帯（30.8%）、3人世帯（35.4%）および4人世帯（21.0%）が強く反映され、5人世帯（8.0%）と6人以上の世帯（4.8%）は、対象となる世帯数の全世帯数に占める割合が小さいという理由で、この場合、ほとんど評価されていない。生活保護の使命が最低生活の保障にある以上、1人当りの消費総額が非常に低くなる傾向のある多子の世帯についても、なんらかの方法によって計測される必要がある。

次に、後者の方法について考察する。図1は、横軸に一般家計と被保護者家計の消費総額（1人当り）が示され、縦軸にはそれぞれの家計の消費総額における各消費項目への支出割合が示されている。図1をみると、被保護者家計1人当りの消費総額（図1）の左側の点線区間A——ただし点線を含む——は、消費総額の少ない方から順に、6人以上の世帯、5人、4人、3人、2人世帯の消費総額となっているので、多子の世帯の生活水準に関する情報をも提供している。被保護者家計1人当りの消費総額が、その少ない方から順番にならんでいる理由は、保護基準と関連しているため、後に述べる。

図1から、一般家計と被保護者家計の各費目について、次のような情報がえられる。被服費、光熱費および医療保健衛生費の支出比率曲線を見ると、両家計の間にはほとんど差がみられず、各支出比率曲線にスムーズな動きがみられる。ところが、食料費、住居費および雑費につ

1) 中村正文『社会保障概論』p. 111, 昭和46年, 日本評論社。

2) 東京都総務局経済統計課, 東京都生計分析調査「都民のくらしむき」昭和48年年報。

3) 厚生省社会局保護課「被保護者生活実態調査報告」昭和44年度。

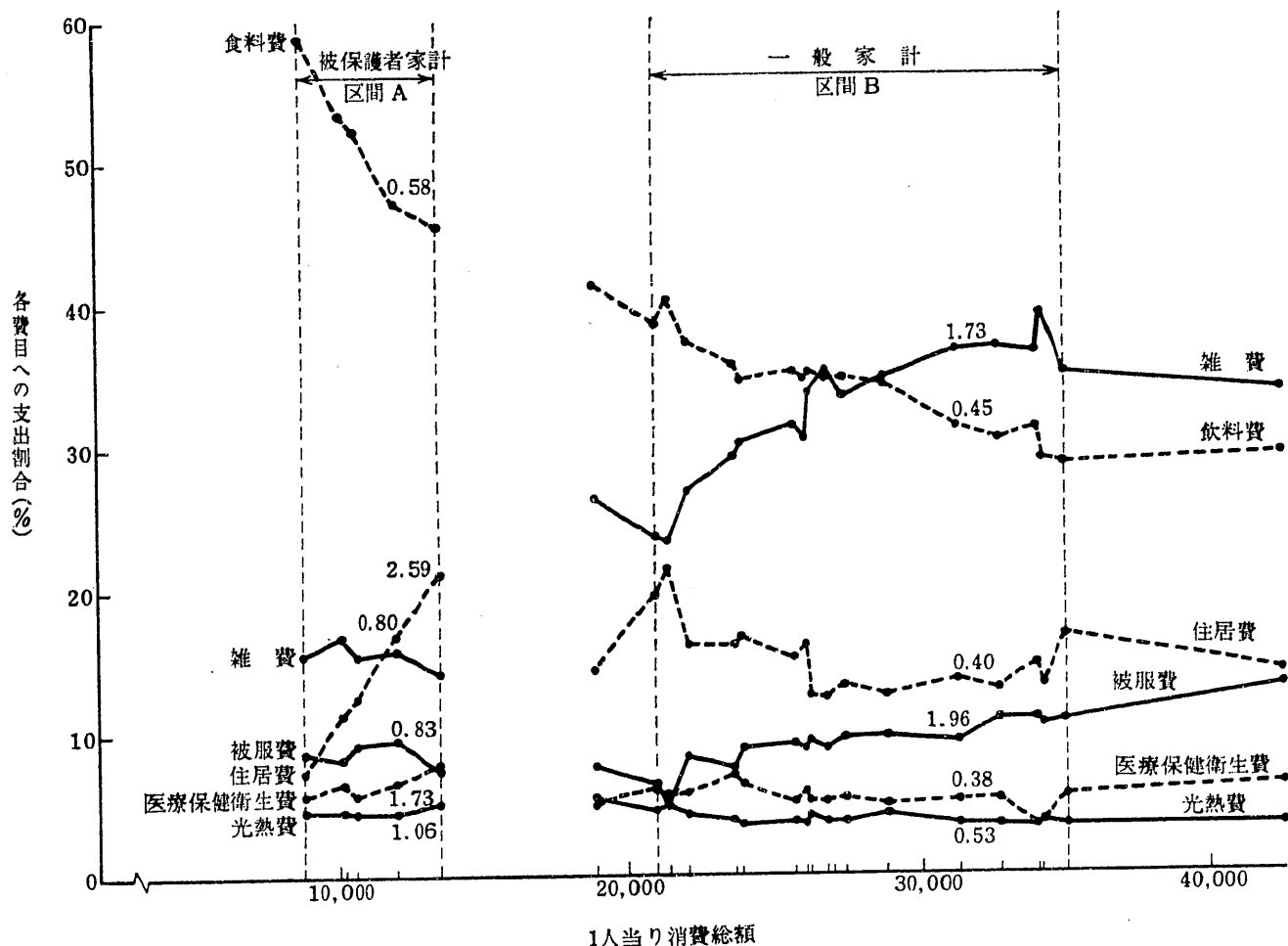


図 1 被保護者家計と一般家計の総消費における各消費項目への支出割合

いてみると、両家計の間に大きな差がみとめられ、各支出比率曲線に一種の断絶がみられる。食料費についてみると、被保護者家計の支出比率曲線は、一般家計のそれにくらべて相対的に水準も高く、その勾配も急である。住居費では、一般家計と被保護者家計の支出比率曲線は、対照的な動きをしている。さらに雑費について、被保護者家計の支出比率曲線は、一般家計のそれと比べてきわめて低い水準にあり、一般家計のそれが、消費総額の増加とともに上昇しているのに対して、被保護者家計のそれは、むしろ若干、低下している。被保護者家計だけについて考察すると、食料費の支出比率曲線と住居費のそれが、反対の動きをしており、これらの費目の間には、たがいに相殺しあう傾向があるように思われる。

小論では、以上の2つの計測方法にもとづく情報に加えて、さらに新しい情報を得るために、需要分析の用具である所得弾力性という概念を用いて、分析を行なうことにする。

今、若干、結論を先取りして述べるとすれば、各費目別の総消費弾力性⁴⁾は、図1の一般家計の支出比率曲線と被保護者家計のそれに、それぞれ記入した数字で示されるような値をとっている。すなわち一般家計の各費目別総消費弾力性は、食料費 0.45、住居費 0.40、光熱費 0.53、被服費 1.96、医療保健衛生費 0.38、そして雑費 1.73 である。それに対して被保護者家計のそれは、食料費 0.58、住居費 2.59、光熱費 1.06、被服費 0.83、医療保健衛生費 1.73、そして雑費 0.80 である。

所得弾力性の概念は、経済学において古い歴史をもち、理論的にも実証的にも長年にわたる研究成果が蓄積されている。したがって、この概念を用いて一般家計と被保護者家計を比較することは、後者の生活水準の実態を把握するうえで、有意義であると考えられる。

4) 所得弾力性と総消費弾力性との間の関係は、Ⅲ章において述べる。

III モデルの設定と問題点

消費者選択の理論にしたがって消費者行動の分析を行なうために、次のようなモデルを設定する。モデルの基本的な仮定は、個々の消費者は、一定の収支制約のもとで、自己の効用関数を極大にならしめるように行動するということである。いま、特定の消費者の効用関数を、

$$U(C_1, C_2, \dots, C_N) \quad (1)$$

であらわす。ここで C_i = 第 i 財の購入量 (物量単位) である。効用関数は各項目が増加すれば、効用が増大する。この消費者の収支均等方程式は、

$$M = \sum_{i=1}^N P_i C_i \quad (2)$$

となる。ここで M = 貨幣所得、 P_i = 第 i 財の価格である。消費者は、(2) 式の制約条件のもとで (1) 式の効用関数を極大にする。この場合、 $P_i (i=1, 2, \dots, N)$ および M が、消費者にとって所与の値であるならば、消費者の効用極大化行動によって決定されるべきものは、各消費財購入量 $C_i (i=1, 2, \dots, N)$ であり、それは、

$$C_i = F_i(P_1, P_2, \dots, P_N, M) \quad (3)$$

という需要関数によって与えられる。ここで求めようとする所得弾力性は、この需要関数において価格条件が同一な条件のもとで、所得が変化したときの効果、すなわち所得効果の大小を計測するための概念である⁵⁾。

そこで、方程式 (3) 式の推定を行なうのであるが、小論では推定値について安定的な結果を得るために、貨幣所得 M のかわりに消費総額 C を用いることにする。次に、関数型の特定化について。クロス・セクション・データを扱うかぎり、価格効果をあらわす項は常数とみなしうる。さらに所得効果における非線型性を考慮して、次のような指数関数を採用する。

$$\ln(C_i/L) = \ln B_i + \beta_i \ln(C/L) \quad (4)$$

ここで C_i = 第 i 番目の消費財に対する需要、 L = 家計人数である。これが、いわゆるエンゲル曲線 (所得—消費曲線) といわれるものである。また、方程式 (4) 式が示すように、ここで求められる弾力性は、所得弾力性ではなく総消費弾力性である。この計測された総消費弾力性は、モデルの仮定より需要関数を導出する過程で理解されるように、消費者の効用極大化行動の結果として

5) 詳しくいえば、このような合理的選択の仮定のもとで導かれた需要関数は、価格および所得に関する 0 次の同次関数である。したがって、厳密には、消費は、相対価格と実質所得の関数である。しかし、以下のようにクロス・セクション・データの分析では、価格は不変とみなすことができる。

生じた各費目別の効用極大化のための最適値を、近似的に示すことになる。

方程式 (4) 式を推定する場合、被保護者家計の消費データは、すべて用いたけれども、一般家計のそれは、一番下と一番上の所得階層のデータを除外して使用した⁶⁾。すなわち被保護者家計の標本数は 25、一般家計のそれは 16 である (図 1 の点線の区間 A, B⁷⁾——ただし点線を含む)。

なお使用される 2 つの消費データについて、次の 2 つの点が注意されなければならない。第 1 の点は、生活保護基準との関係である。通常、純粋な総消費弾力性を計測するために、消費総額および費目別支出額を家計人数で除し、1 人当りに換算して、推定がなされる⁸⁾。ところで、経費には、家計共通経費または人数に比較的比例して増減する経費がある。保護基準によって扶助給付が与えられる場合、被保護者家計における家計人数の増加に従って、家計共通経費が差し引かれるため、1 人当りの給付額は、家計人数が増加すればそれだけ減少することになる⁹⁾。したがって、6 人以上の家計における 1 人当りの所得水準が、一番低くなっている。一般家計においても、多かれ少なかれ消費における共通経費の問題は存在する。しかし、一般家計では集計が所得階層別に行なわれているため、家計人数は、各所得階層でかなり平均化している。その結果、被保護者家計の消費データは、一般家計のそれと比較して、方程式 (4) 式へのフィットの仕方が異なる。すなわち被保護者家計における教育費の総消費弾力性は、-0.53 というマイナスの値をとっているけれども、これは、次のような理由による。被保護者家計では、家計人数が増加するにつれて、1 人当りの消費総額が減少しているのに対して、子供の数が増加している。したがって、教育費への支出額は、子供の人数の増加と

6) 最上階層および最下階層は、通常、標本数も少なく、観察値もそれ以外のものと著しく異った動きを示すことが多いため、しばしばこのような方法がとられる。

7) 図 1 との関係について。被保護者家計の消費データは、常用労働者世帯、日雇労働者世帯、家内労働者世帯、その他の就業者世帯および不就業者世帯に分かれており、さらに、その各世帯が 2 人世帯、3 人世帯、4 人世帯、5 人世帯、6 人以上の世帯に分かれている。したがって、標本数は 25 となる。図 1 は、各世帯人数別の集計値にもとづいているので、標本数は 5 となる。

8) 家計の所要購入量は必ずしも家計人数に比例しないので、しばしば規模の経済が作用して、大きな家計ほど 1 人当りの購入量が少なくてすむことが多い。けれども、この規模の経済の問題をいかに処理するかということは、未解決のまま残されている。

9) 被保護者家計の家計人数別の分類では、全体としてこのような傾向がみられ、また世帯業態別でみると、「その他の就業者世帯」を別として、このような関係がみられる。

表2 一般家計と被保護者家計に関する総消費弾力性等の比較

	一般家計(A) (円)	支出割合 (%)	総消費弾力性	t-統計量	自由度修正済み決定係数	被保護者家計(B) (円)	支出割合 (%)	総消費弾力性	t-統計量	自由度修正済み決定係数	B/A (%)
消費支出	26,641**	100.0**				11,311	100.0				42.5
I 食料費	8,349	31.3	0.45	10.40*	0.88	5,607	49.5	0.58	5.22*	0.52	67.2
米・麦・雑穀類	777	2.9	0.08	0.84	-0.02	923	8.2	-0.19	0.88	-0.01	118.8
パン類	185	0.7	0.22	1.83	0.14	199	1.8	0.84	1.68	0.07	107.6
その他の穀類	183	0.7	0.15	1.29	0.04	214	1.9	0.09	0.34	-0.04	116.9
生鮮魚介類	453	1.7	0.43	5.08*	0.62	307	2.7	0.68	2.12*	0.13	67.8
塩干魚介類	289	1.1	0.38	4.07*	0.51	174	1.5	1.05	3.06*	0.26	60.2
肉類	995	3.7	0.86	11.51*	0.90	412	3.6	0.86	2.89*	0.23	41.4
乳卵類	525	2.0	0.18	2.61*	0.28	393	3.5	0.77	2.07*	0.12	74.9
野菜類	687	2.6	0.32	5.18*	0.64	570	5.0	1.15	4.98*	0.50	83.0
乾物・海藻類	185	0.7	0.47	4.13*	0.52	111	1.0	0.34	1.00	-0.0002	60.0
加工食品	624	2.3	0.32	7.40*	0.78	645	5.7	0.88	4.40*	0.43	103.4
調味料	396	1.5	0.40	4.97*	0.61	345	3.1	0.67	2.90*	0.24	87.1
菓子類	558	2.1	0.66	8.03*	0.81	267	2.4	1.02	1.63	0.06	47.9
果物類	748	2.8	0.51	6.40*	0.73	285	2.5	1.27	2.48*	0.18	38.1
酒類	529	2.0	0.53	3.32*	0.40	27	0.2	-1.56	-1.36	0.04	5.1
飲料	470	1.8	0.20	2.10	0.19	201	1.8	1.86	4.22*	0.41	42.8
外食費	925	3.5	0.72	6.63*	0.74	533	4.7	0.29	0.82	-0.01	59.8
II 住居費	4,033	15.1	0.40	1.97	0.16	1,733	15.3	2.59	6.93*	0.66	43.0
地代・家賃	1,232	4.6	-1.64	-4.43*	0.55	1,404	12.3	2.92	6.21*	0.61	114.0
設備・修繕費	358	1.3	2.01	3.78*	0.47	28	0.3	0.42	0.52	-0.03	7.8
水道料	143	0.5	0.40	3.55*	0.44	57	0.5	0.57	1.32	0.03	39.9
家具什器	2,368	8.9	1.23	6.10*	0.71	245	2.2	2.10	5.23*	0.52	10.4
III 光熱費	1,063	4.0	0.53	6.17*	0.71	533	4.7	1.06	5.46*	0.55	50.1
電気代	502	1.9	0.42	4.38*	0.55	276	2.4	1.30	4.22*	0.41	55.0
ガス代	346	1.3	1.16	9.77*	0.86	145	1.3	0.51	1.42	0.04	41.9
その他の光熱費	156	0.6	-0.68	-3.38*	0.41	112	1.0	1.34	2.33*	0.16	71.8
IV 被朝費	2,613	9.8	1.96	11.00*	0.89	983	8.7	0.83	2.39*	0.16	37.6
和服・洋服費	1,066	4.0	2.36	10.04*	0.87	314	2.8	0.49	0.77	-0.02	29.5
寝具類	443	1.7	1.34	6.34*	0.72	59	0.5	1.13	1.32	0.03	13.3
その他の衣料費	423	1.6	1.73	9.36*	0.85	304	2.7	1.27	2.93*	0.24	71.9
身のまわり品	674	2.5	1.84	10.13*	0.87	306	2.7	0.54	1.63	0.06	45.4
V 医療保健衛生費	1,531	5.8	0.38	2.00	0.17	707	6.3	1.73	5.99*	0.59	46.2
保健医療費	900	3.4	0.35	1.03	0.004	148	1.3	2.39	4.31*	0.42	16.4
理容衛生費	647	2.4	0.36	4.61*	0.58	559	5.0	1.47	3.99*	0.38	86.4
VI 雑費	9,051	34.0	1.73	18.11*	0.96	1,748	15.5	0.80	3.93*	0.38	19.3
交通通信費	974	3.7	0.94	8.40*	0.82	199	1.8	1.22	1.94	0.10	20.4
教育費	726	2.7	2.63	8.09*	0.81	361	3.2	-0.53	-0.63	-0.03	49.7
娯楽費	2,097	7.9	1.83	15.04*	0.94	456	4.0	1.34	3.21*	0.28	21.8
交際費	2,193	8.2	1.45	11.57*	0.90	261	2.3	1.88	2.55*	0.19	11.9
その他の雑費	3,372	12.7	1.90	10.46*	0.88	471	4.2	0.30	0.79	-0.02	14.0

* 5%の有意水準において有意

** 48年度の値を消費者物価指数を用いて44年度の値になおしたため、大費目と小費目の間の整合性が欠けているけれども、48年度の値を大初にするため修正しなかった。誤差は全体で2%過大である。

ともに増大することになる。そのため、回帰分析において教育費の総消費弾力性は、マイナスの値をとるのである。これに類似する費目として、酒類の -1.56 がある。このように被保護者家計の総消費弾力性は、保護基準との関連でマイナスの値になるものがある。第2の点は、利用される消費データにある。すなわち被保護者家計の消費データは、狭い範囲の所得階層を問題とし、標本数も少ないのに対して、一般家計のそれは、広範囲の所得階層別の消費データであることを、留意しなければならない。

IV 統計的推定値の吟味

以上のような回帰モデルのもとで、推定された各消費項目別の総消費弾力性をういながら、また、すでに述べた2つの計測方法をも組み入れて、被保護者家計の生活

水準の実態を数量的に析出してみたい。

各消費項目について推定値を吟味する前に、一般家計と被保護者家計に関する回帰モデルの統計的信頼度について検討する。一般家計の回帰モデルの自由度修正済み決定係数は、 $(-0.02, 0.96)$ の範囲にあり、その値は全体として高い水準にある。また、総消費弾力性の t -統計量は、5パーセントの有意水準において2.12であり、40費目のうちで有意なものは、33であった。一方、被保護者家計の場合、自由度修正済み決定係数は $(-0.04, 0.65)$ の範囲にあり、その値は、全体的に低い値になっている。総消費弾力性の t -統計量は、5パーセントの有意水準において2.08（最小の自由度のもの）であり、有意なものは、40費目のうちで24であった。統計的信頼度は、前者より後者が低い。この差は、前章の第1と第2の点に関連している。

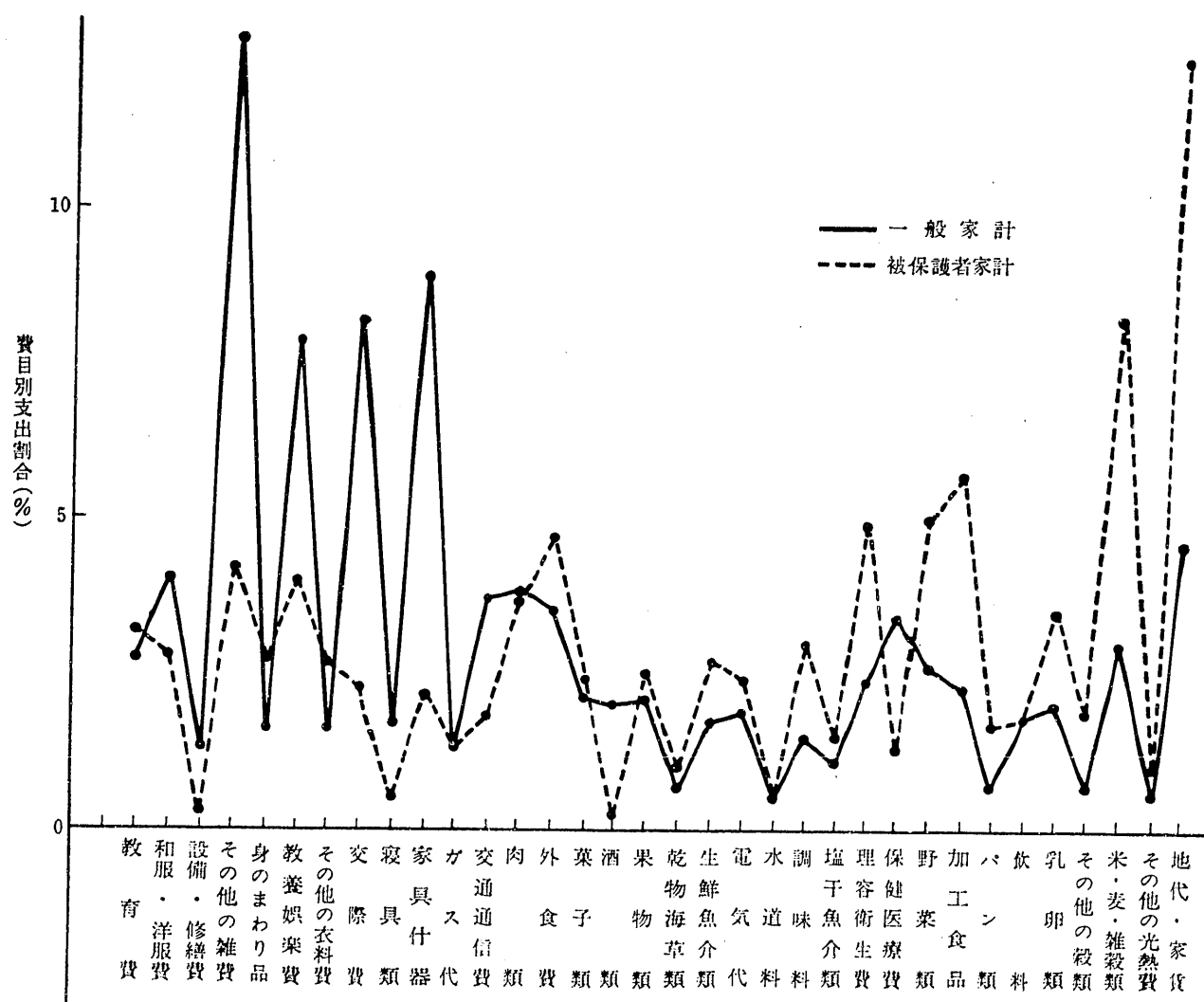


図2 一般家計と被保護者家計の費目別支出割合の比較

しかし、以下では、各消費項目について推定値の吟味を行なう場合、点推定値のみを問題として考察していく。したがって標本誤差を考慮した場合、結論を修正する必要が生ずる。

最初に、一般家計と被保護者家計の消費構造の間に、質的な差異があるかどうかを考察する。図1と図3は、横軸に各消費項目がとられ、縦軸に一般家計と被保護者家計の総消費弾力性の値がとられている。表2は、一般家計と被保護者家計に関する総消費弾力性等の比較を示している。そこで、一般家計の総消費弾力性の高い順番から並べた図2と被保護者家計のその高い順番から並べた図3を、相互に比較してみよう。

図2においては明白ではないけれども、図3において、一般家計と被保護者家計の総消費弾力性の値との間には、大まかではあるけれども、逆行する関係がみられる。そこでさらに、一般家計の総消費弾力性の高い順番に並べたときの各消費項目に、両家計におけるその費目への支出割合(表2の2行目と7行目)を対応させて図示すると、図4のようになる。図4は、横軸に各消費項目が示され、縦軸に、一般家計と被保護者家計における各費目

への支出割合がとられている。この図2をみると、両家計の消費構造が、さらに明らかになる。すなわち傾向的ではあるけれども、一般家計においては、総消費弾力性が高くなるにつれて、その費目への支出割合が増大している。一方、被保護者家計においても、総消費弾力性が小さくなるにつれて、傾向的にその費目への支出割合が増大している。このように両家計の各消費項目への支出割合のパターンに、全く反対の関係がみられる。

次に、一般家計と被保護者家計の総消費弾力性の異質性を類別すると、3つのパターンに分けることができる。図3～図5の横軸は、対数ではかられた両家計の消費総額を示し、縦軸は、対数ではかられた両家計における各消費項目への支出額を示す。

図5のパターンに含まれる費目には、「乳卵類」、「飲料」、「パン類」、「加工食品」、「野菜類」、「塩干魚介類」、「調味料」、「生鮮魚介類」、「果物類」、「菓子類」、「家具什器」、「水道料」、「電気代」、「保健医療費」、「理容衛生費」、「交通通信費」、「交際費」があり、全体として、生活必需品的性格をもつ財が多い。図4に含まれる費目には、「和服・洋服費」、「寝具類」、「身のまわり品」、「そ

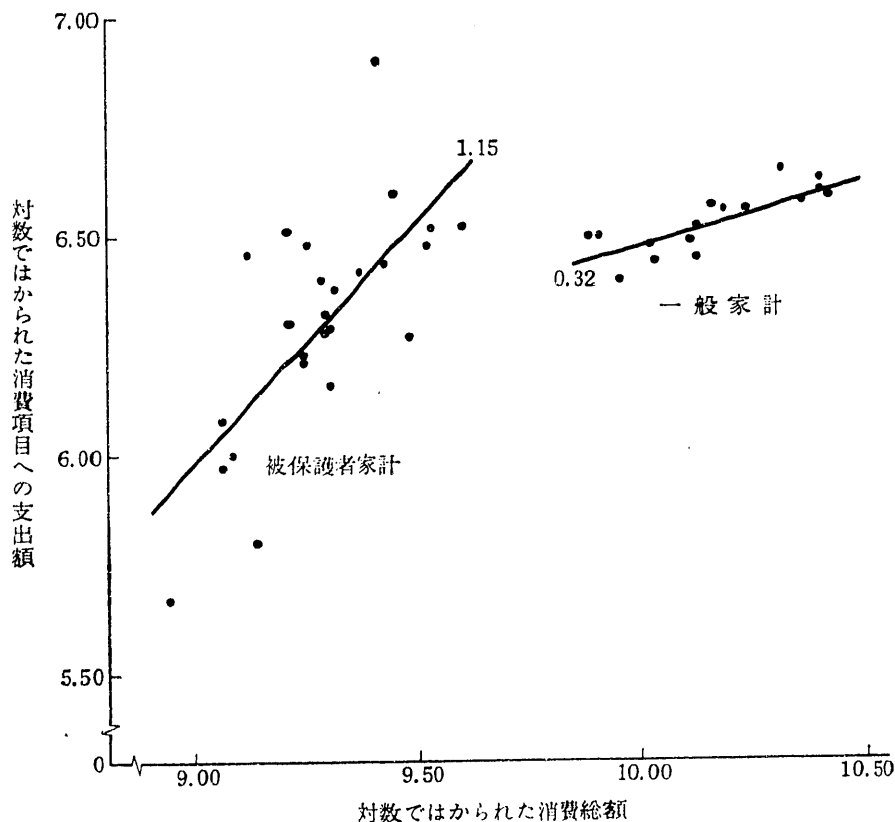


図3 野菜類

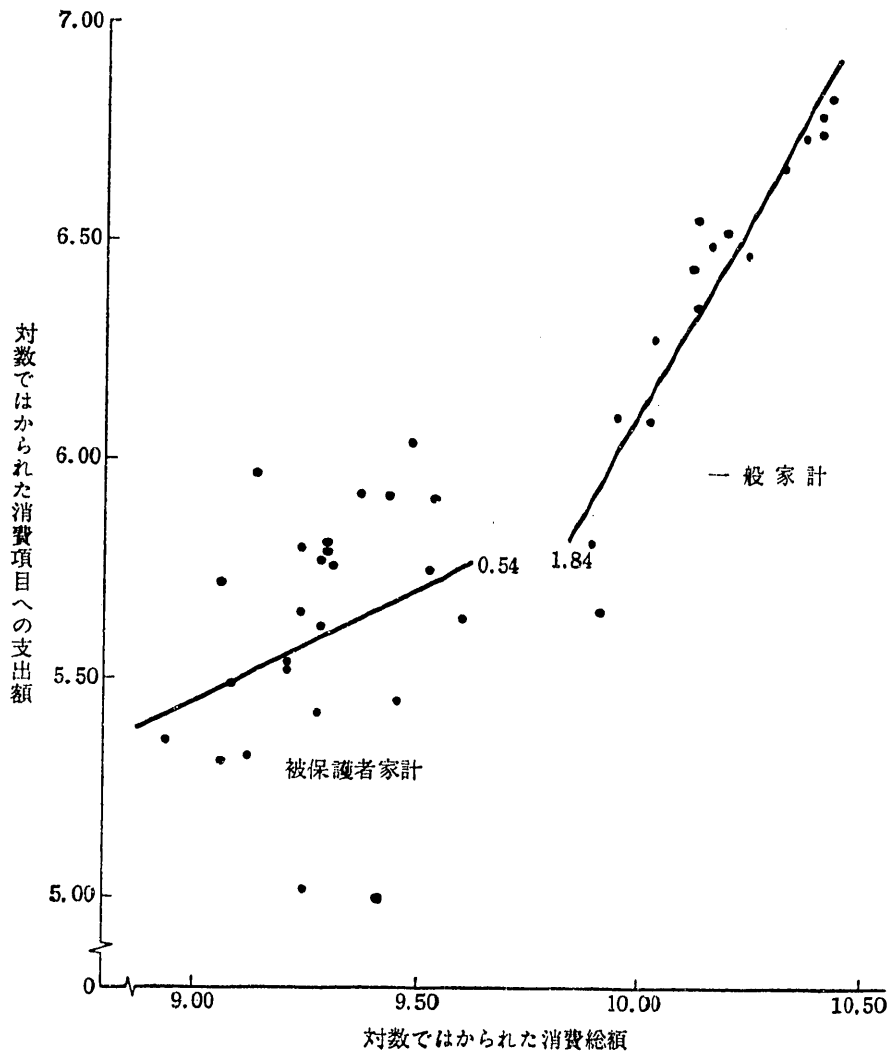


図4 身のまわり品

の他の衣料費」「教養娯楽費」「その他の雑費」「ガス代」「設備修繕費」「外食費」「乾物・海草類」「その他の穀類」「米・麦・雑穀類」があり、奢侈品的性格を有する財が多い。「米・麦・雑穀類」は、被保護者の消費行動において、下級財としての性格がより明白になっている。図5に含まれる費目には、「地代・家賃」と「その他の光熱費」がある。一般家計において「地代・家賃」と「その他の光熱費」がマイナスの値になっているのは、持ち家や電気・ガスに対して、それらが下級財になっているからであろう。さらに両家計の総消費弾力性が一致する費目には、「肉類」がある。けれども、被保護者家計における「肉類」への支出額は、一般家計の995円にくらべて412円と低い金額となっている。

図3～図5において観察されるように、被保護者家計

の場合、一般家計にとって必需品的性格を有する財の総消費弾力性が、1以上かまたは1に近い値をとる。他方、一般家計にとって奢侈品的性格を有する財の総消費弾力性が、被保護者家計では、1以上かもしくは0と1の間の値をとる。また一般家計にとって下級財的性格をもつ財は、被保護者家計では、さらにその性格が鮮明になっていることは、とくに興味深い点であろう。ここでは、一般家計において奢侈品的性格を有する財が、被保護者家計では、1以上かもしくは0と1の間の値をとっている場合が問題となる。通常、一般家計にとって奢侈品的性格を有する財は、その品目全体についてそのように言えるのであって、それを品目別にこまかく考察すると、0と1の間の値をとる品目もある。被保護者家計の総消費弾力性は、これに対応しているものと考えられる。

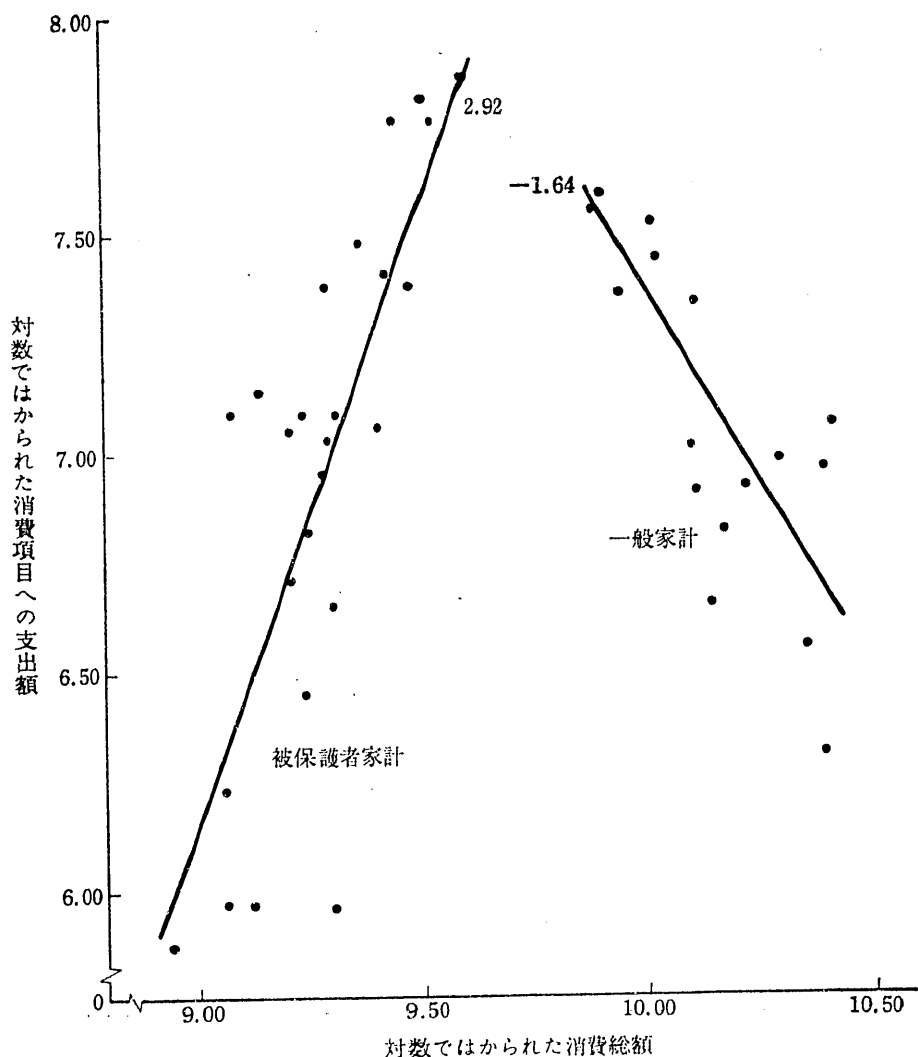


図5 地代・家賃

最後に大きな費目別にみると、次のようになる¹⁰⁾。まず、被保護者家計の消費総額は、一般家計の42.5パーセントである。(1)食料費について。一般家計の消費総額に食料費が占める割合は、31.3パーセントであり、被保護者家計のそれは、49.5パーセントとなっている。総消費弾力性をみると、一般家計の食料費は0.45であり、被保護者家計のそれは0.58となっている。大きな費目で考察するかぎり、両家計の間に大きな差はないように見えるけれども、各個別費目を検討してみると、両家計の間には大きな差があることがわかる。(2)住居費に

ついて。住居費が消費総額に占める支出割合は、一般家計では15.1パーセントであり、被保護者家計では15.3パーセントとなっており、支出割合では類似している。けれども、総消費弾力性でみると両家計の間には大きな格差があり、一般家計では0.40、被保護者家計で2.59となっている。6大費目のうちで、住居費の弾力性の値に一番大きな格差がみられる。ここで一般家計の「地代・家賃」が、被保護者家計のそれより低い金額となっているのは、調査の対象差によるもので、一般家計の「地代・家賃」が、被保護者家計のそれより低いとは考えられない。(3)光熱費について。消費総額に占める光熱費の支出割合は、一般家計4.0パーセント、被保護者家計4.7パーセントと若干の差はあるけれども、住居費と同様、総消費弾力性では一般家計0.53、被保護者家計

10) 昭和35年度の総消費弾力性との比較には、次の文献を参照されたい。この文献には、日本とイギリスの一般家計に関する総消費弾力性の値が比較・分析されている。
斎藤光雄『一般均衡と価格』p. 46-54, 昭和48年, 創文社。

1.06 と大きな差がみられる。(4) 被服費について。消費総額に占める被服費の支出割合は、一般家計 9.8 パーセント、被保護者家計 8.7 パーセントと若干の差がある。被服費についても、両家計の総消費弾力性の間には、住居費や光熱費のそれらと同様に、大きな差があるけれども、その値は、一般家計 1.96、被保護者家計 1.83 と、今までと反対の傾向を示していることが注目される。このような傾向は、被服費全体を通じてあらわれている。(5) 医療保健衛生費について。消費総額に占める医療保健衛生費の支出割合は、一般家計の場合 5.8 パーセント、被保護者家計では 6.3 パーセントで、若干、被保護者家計の方が支出割合としては多くなっている¹¹⁾。けれども被保護者家計の医療保健衛生費は、一般家計の 46.2 パーセントにすぎない。医療保健衛生費の総消費弾力性は、一般家計の場合 0.38 で被保護者家計の 1.73 にくらべて、かなり大きな差がある。その格差は住居費につぐ。(6) 雑費について。一般家計の消費総額に占める雑費の支出割合は 34.0 パーセントであり、被保護者家計のそれは 15.5 パーセントである¹²⁾。被保護者家計の雑費への支出額は、一般家計の 19.3 パーセントで、6 大費目のうちでも一番低い値である。雑費の総消費弾力性は、一般家計の場合 1.73 であり、被保護者家計では 0.80 となっている。被保護者家計の雑費の弾力性は、一般家計のそれよりかなり低く、被服費の場合と同じような傾向を示している。

V 結 語

以上の計測結果をまとめると、次のように要約できる。

(1) 一般家計と被保護者家計の消費構造の間には、質的な差異が存在する。すなわち一般家計の場合には、各消費項目別の総消費弾力性が高くなるにつれて、傾向的にその消費項目への支出割合が増大しているのに対して、被保護者家計の場合には、一般家計と全く反対の傾向を示している。このことは、全体として一般家計が基本的に生活に必要な財を充足して、消費が奢侈品的な財を志向しているのに対して、被保護者家計は、基本的に生活に必要な財を充足するために手がいっぱいであると理解できる。また被保護者家計を家計人数別にみると、家計人数が増加するにつれて食料費の支出割合が増大し、それに対応して、住居費の支出割合が急速に低落している。このことは、多子の家計では食料費のために、住居費が犠牲にされていると考えられる。さらに、消費デ-

タを観察する限りにおいて、被保護者家計の場合、2 人の家計が、他の家計に対して生活条件がすぐれているといえる。

(2) 一般家計と被保護者家計の消費項目別の支出割合と総消費弾力性の値を考察して理解できるように、被保護者家計の総消費弾力性は、その所得水準と財のもつ性格に大きく依存している。すなわち被保護者家計の総消費弾力性は、必需品において高くなり、また奢侈品において低くなっており、さらに、一般家計にとって下級財的性格を有する財は、被保護者家計においてその性格がより鮮明になっている。このことは、基本的に生活に必要な貨幣量と所得保障の水準が同じであるか、または所得保障の水準が若干うえにあるために、被保護者のニード（これは、後に述べるように「必要性としてのニード」にあたる）とのギャップが大きく、そのために生じていると思われる。このことは、被保護者家計の貯蓄（1 人当たり 176 円）が非常に少なく、一般家計のように一定の貯蓄をすることができ、個人のニードに応じて消費できるという状態ではないことを、反映していると思われる。

(3) 一般家計の総消費弾力性と被保護者家計のそれとの間の関係は、次のように理解できる。図 3～図 5 は、対数による線型近似をしているために両家計の総消費弾力性の関係が、折線としてあらわされているけれども、理論的には消費総額の増加にしたがって、その値も連続的に変化していると考えられる。したがって、一般家計の総消費弾力性を一定と考えるならば、被保護者家計のある消費項目の総消費弾力性が一般家計のそれより高い場合、被保護者家計の消費総額が増加するにつれて、漸次その値は低くなり、一般家計のそれに近づいていくものと理解できる。また、反対の場合も同様である。被保護者家計のある消費項目の総消費弾力性が、一般家計のそれより低い場合、被保護者家計の消費総額の増大とともに、弾力性の値は高くなり、一般家計のそれに近づいていくと考えられる。したがって被保護者家計の総消費弾力性は、一般家計の生活必需品的な性格をもつ財に、対応しているものと考えられる。

(4) モデルの仮定より計測された総消費弾力性は、その消費項目の効用極大化のための最適値を近似的に示す。したがって、図 2 と図 3 においてなされた比較は、一般家計と被保護者家計の消費における効用極大化行動の比較としても考察することができる。ここで、一般家計の効用極大化行動が合理的家計設計を反映しているとすれば、両家計の弾力性の値を比較することによって、

11) 医療扶助が、現物給付の形で与えられている。

12) 被保護者は、原則として電話の保有はみとめられていない。また、テレビの受信料は免除されている。

被保護者家計が、合理的家計設計を行なっているかどうかをみることができる。そこで、表2および図4を考察するかぎり、全体として被保護者家計は、その保障所得水準に対応する合理的家計設計をおこなっているように思われる。

以上、一般家計と被保護者家計の総消費弾力性を比較・分析してきたけれども、それを社会保障の立場から考察すると、それは、いわゆるニードの概念と一致するように思われる。なぜならば、総消費弾力性とは、消費総額が1パーセント増加したとき、その財に対する需要量は何パーセント増加するかを示すからである。しかし、この場合、総消費弾力性によって示されるニードは、一定の所得水準に対応するものであり、ニード・テストにおけるニードとは異なる。したがって、ニードという概念は、「必要性としてのニード」と「欲望としてのニード」に分けられる。総消費弾力性によって示されるニードは「欲望としてのニード」であり、それは、「必要としてのニード」と一定の所得水準とによって合成されたものと考えられる。

最後に、総消費弾力性の値を「欲望としてのニード」の強さの大小として考察する。被保護者家計の「欲望としてのニード」の強い順番に各消費項目を示すと、次のようになる。「地代・家賃」2.92,「保健医療費」2.39,「家具什器」2.10,「交際費」1.88,「飲料」1.86そして

「理容衛生費」1.47となっている。強い「欲望としてのニード」は、「地代・家賃」,「保健医療費」そして「家具什器」にあらわれ、次に「交際費」にあらわれている。したがって、現在の保護基準の問題点として、雑費への支出額の低さが問題とされている¹³⁾けれども、被保護者家計の「欲望としてのニード」が、「保健医療費」,「家具什器」および「理容衛生費」に強くあらわれていることが注目される。

以上、一般家計と被保護者家計の総消費弾力性の値の差に注目しながら、被保護階層の生活水準の実態を分析してきたけれども、両家計についての標本数も少なく、また特に、被保護者家計の推定値がかなり不安定なので、上記のように即断することはできないかもしれない。その意味においても小論は、あくまで一つの試論にすぎない。

* 小論作成に当たり、中村正文先生、斎藤光雄先生の直接のご指導を受けましたことに対し、心から感謝いたします。また資料の入手につき、厚生省の木村孜氏、兵庫県社会福祉研修所の三好則克氏、中田篤彦氏をわずらわした。ここに記して感謝の意を表します。

13) 木村 孜「現在の保護基準の生活」p. 13,『生活と福祉』215, 1974. 3, 全国社会福祉協議会。